

尾道市入札制度等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市の公共事業に係る入札制度の運用等について見直し、検討するため、尾道市入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 入札制度の運用に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

参事（定住交流担当）

総務部長 総務課長

企画財政部長 財政課長

土木課長 契約課長 維持修繕課長 建築課長

上下水道局長 経営総務課長 水道工務課長 浄水課長

下水道課長

因島総合支所長 因島総合支所施設管理課長

御調支所長 御調支所まちおこし課長

瀬戸田支所長 瀬戸田支所しまおこし課長

(委員会)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部契約課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年11月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。